

最近、全国でサル、シカ、イノシシ、クマが、里山に出没し、農地、山林及び民家に多大な被害が出ています。被害の実態や対応策を教えてください。

森林・林業関係での被害状況については、現在、苗や木の皮を食べてしまうシカが一番問題となっています。また、クマも大きくなった木の皮を剥いでしまい、北陸ではかなりの木が枯れてしまっている地域もあります。サルは、一部地域ですが、松の梢端部の皮を剥いて先端を枯らしてしまうことがあります。イノシシについては、林業的には被害はありませんが、高山植物を掘り返してしまい、貴重な植物がなくなったりしています。

林業に係る対策としては、苗を植えた周りを金網で囲ったり、単木保護と言ってプラスチックのチューブを一本一本の苗木に被せる方法などがありますが、かなり手間とお金がかかります。

現在、国有林では、コストをできるかぎり少なくするよう試行錯誤を行っています。コストがかかる取組ですので、まず国有林で試し、その成果を民有林に技術提供していきたいと考えています。

農業関係では、獣害対策として、農林水産省などの補助金制度があり、それを活用して畑を柵で囲うなどの対策を行っています。

シカやイノシシの被害が大きくなっている原因としては、個体数が増えたことが一因であると思っています。天敵であるオオカミがいなくなった上に、最近では、高齢化により、猟師の数が減少してきたことも関係していると考えています。

対策としてシカなどを駆除していく必要があります、林野庁などからの補助金制度もありますが、林野庁や環境省が計画した駆除数には及ばない状況が続いています。また、駆除する場合でも、絶滅することのないよう、バランスが重要と考えています。

去年退職して実家に戻ったので、所有する山林の管理をしようと考えています。周辺では後継者がいない山林が多く、その山林をなんとか国に寄付することはできないかと考えている人がいます。山林を国に寄付することはできるのでしょうか。

また山林の所有者に今後どう管理するのかを問うアンケートを自治体が行おうとしていると聞きますが、現状がどうなっているのか教えてください。

私どものところにも「無償でいいので、山林をもらってくれないか。」といった電話がかかってきますが、お断りしている状況です。林野庁で受け入れた場合、国有財産としてしっかり管理することが求められ、測量や境界杭の設置を実施するとともに、巡視や保育などを適正に行う必要があります、多額の費用と手間がかかります。多額な予算の確保や十分な職員を配置することは、現実的ではないと思っています。

このような実態を受けて始まったのが森林環境税です。国民の皆さまから納税いただいたお金は森林環境譲与税として100%地方に配分し、市町村が中心となって、個人が管理できなくなった森林を集約して整備していくこととしています。集約した森林は、林業として一定の収入が見込める場合は、林業事業体に整備を委託し、それ以外の森林は、森林環境譲与税を使って市町村が直接整備していくこととしています。質問のアンケートは、おそらく、この森林の集約に伴うアンケートではないかと思えます。市町村では、このアンケートを基に、地域の森林の扱いについて検討していくことになります。

国有林が成立した経緯を教えてください。

明治時代に、それまで各藩が所有していた森林や寺社が所有していた森林が基本となって国有林が成立しました。また、地券が配布されず、納税がなされていない森林などについても国有林とされました。

関西の国有林は小面積で分散していますが、東日本では、多くの森林が国有林となっています。

実家ではたくさんの山林を所有しています。今日見学したICTを活用して個人の山林のデータを共有することはできますか。個人で機器の運用を行うには高額なためどうにもなりません。

市町村において、林地台帳や森林簿等が整備されており、所有者、植栽樹種等の情報を知ることができます。現在、林野庁では、これらの情報のクラウド化に取り組んでおり、情報を共有化しようとしています。

ICTを活用した測量やデータベース化などを進めるためには、境界が確定している必要がありますが、境界不明の森林が多くあり、問題となっています。

私自身広島県の林業課に行って森林情報簿と森林計画図をもらってきました。この図の信憑性はどれくらいありますか。実際に山林に入ったことがないので、私にはわかりません。

私の家もわずかですが山林を所有しています。森林組合にも加入しており、以前は枝打ちなどの作業をお願いしていましたが、最近はできておらず少し荒れてきています。

先ほど山林の境界の話題が出ていましたが、父が亡くなる前に毎年山林の境界を確認するため山に同行してもらっていました。昔は、口約束で敷地を交換していた例もあり、今では自分の山林の位置がわからない方が近所でも多いと思います。早く解決すべき問題であり、併せて森林組合が活発に動いてくれないかと思っています。

私が知っている県では、図面は、航空写真を活用し、樹種や地形を基に作成されていたため、実際の境界とは少し違っていました。現地で境界を確定するためには、国土調査前であれば、公図を使って求めることになります。しかし山の公図は実測されていないため、隣接する山の所有者が集まって、公図の比率により決めるしかないというのが現状です。

ところが、所有者が不明であったり、市町村を離れてしまい、立ち会える人がいないことが問題となっています。今放っておくと、ますますわからなくなるので、補助金や森林環境譲与税を使って少しでも境界を確定しようとしています。

配付された資料の中に「留め山」という言葉がありましたが、私の地元では松茸の出る山を指し、入ってはいけない山のことを言いますが同じ意味ですか。

昔、国有林でキノコを採った人が書類送検されたことがあったので採ってはいけないと思っています。

一般的には、江戸時代に藩が指定した、入ってはいけない山や木の伐採をしてはいけない山のことを指します。

キノコや山菜の採取については、基本的には、所有権があり、勝手に採ると森林法の「森林窃盗」として罰せられることとなります。しかし、国有林において、自家消費用に少量採取する程度であれば、罪に問われることはほとんどありません。一方、商目的で大量に採取する場合には、書類送検したこともあります。

なお、国有林では、松茸や山菜を採取する権利を特定の者に認めている場合があるので、注意が必要です。

仕事で、今まではアナログ的な樹木の計測を行っていましたが、作業の軽減ができないかと思い今回の ICT を使った測量の見学に来ました。ドローンは、個人で講習に参加していますが、(OWL の) データは精度が高そうなので、今後山地の調査業務を受注した時に機械をリースできれば活用できそうだと感じました。

国有林はたくさんあるとは聞いていましたが、どこまでが国有林なのかがわかりませんでした。今日は山林をお持ちの方からの山の境界についてのお話が参考になりました。

今日は OWL の測定結果やドローンの飛行の様子を見たり、管理の話聞いて驚きました。

私はよく登山に行きますが、同行する人の中に花粉のアレルギーの方がおり、季節によってはつらそうです。植物の花粉についての対策は何かされていますか。

スギ花粉が有名ですが、国有林では木を切った後に植林を行う際には、花粉の飛散が少ないスギなどを植林するようにしています。地域によって差がありますが、関東地方ではスギ花粉対策が進んでいます。ただし、全ての木を花粉の少ないものに代えるには、相当な時間がかかりそうです。

先月郵送されてきた資料の中に「エリートツリー」の記事がありましたが、早く育つということは木目が詰まっていないということになりませんか。私が住んでいるところは町並み保存地区なので、家を建てる際にはなるべく古材を使用するように呼びかけられています。古材を使用すると、木目が詰まっていて家の強度を確保することができます。エリートツリーを使用しても家全体の強度が出せないと思います。エリートツリーは、育つのは早くても使用する側には不向きだと思いますが、そこまで考慮されているのでしょうか。

たしかに育ちが早いと言うことは年輪幅も広がってしまい緻密な材は取れません。現在木材を使用するには、そのまま柱として利用する場合と集成材にして利用する方法があり、今は、集成材を利用することが主流になっています。集成材は、個々の木材が持っている欠点を相殺するので、一般的に無垢の木材よりも強度が高くなります。

森林・林業の再生のためには、いかに低コストで木を育てるかが課題です。このため、初期成長が早く、下刈りの回数が減ったり、早く伐採できるエリートツリーの普及に努めることが重要と考えています。

林野庁の取り組みは、全体の産業がうまく回るように国有林で新しい技術開発を行うことが目的であり、エリートツリーの成果が現れるのもまだ先ということでしょうか。

国有林は、国の企業としての特別会計から、行政としての一般会計へと移行しました。このため、民有林では試験することが困難な課題について、国有林で様々な試行を行い、その結果を民有林に技術提供することは、国有林の使命の一つとなっています。

エリートツリーについては、これから普及していく段階にありますが、下刈回数が減るなど、早期に成果が現れるものと思っています。

本日皆伐や漸伐の話がありましたが、私の地元の山は真砂土なので、もし皆伐した場合は、土砂災害が起きてしまいそうです。皆伐の後は植林ということですが、地域によって違った対応をする必要はありませんか。

森林の公益的機能を発揮させるため、土壌条件などに応じて、伐採率や施業方法を変えていく必要があると考えます。国有林でも、全て皆伐するわけではありません。

少し前に新聞報道で、(国有林の)間伐材を売却した際にその代金より経費の方が上回っているという会計検査院の指摘がありました。間伐というのは他の木の価値を高めるためや山全体のバランスを考えて行われていると思いますが、間伐した木材を必ずかかった経費より高く売らなければならない理由が私には理解できませんでした。その点を詳しく教えてください。

会計検査院の指摘は、赤字になるから間伐をしてはいけないということではありません。保育のための間伐が必要なことは、会計検査院も認めています。会計検査院の指摘は、豪雨の際、間伐で伐った木が流出して、下流域に被害を出すようであれば、赤字になっても木材を搬出した方が良く、そういう恐れがない区域では、伐った木はそのまま山に置いておくべきであるというものです。

国有林としては、木材を流通させて地域経済に貢献する観点から、若干の赤字が出ても搬出して売却すべきと考えていますが、今後の対応については、現在、検討しているところです。

バイオマスについてですが。通常幹の部分は多様な用途がありますが、枝葉は堆肥ぐらいでしか使えないと思っていました。最近、枝の部分もバイオマス燃料になるという話をよく聞きます。バイオマスとして利用するのは燃料だけなのか、他に用途があるのか知りたいです。

国有林の場合、枝などは、ほぼ100%燃料用として販売しています。

近年、バイオマス燃料としての利用は増えており、これまで林地に残してきた木材や枝なども搬出し利用できるようになってきました。

一方、増加するバイオマス発電所の燃料を、今後どう供給していくかが課題となってきています。

現在、山の整備の仕方を教わっていますが、山の整備をする人を育成するような事業をどのように行っているのか教えてください。

各府県等に設置されている林業大学校等で学ぶ方や、新規採用する林業事業体に対して、国の助成制度があります。

また、一般の方が技術を身に付けていく方法として、地方公共団体やボランティア団体主催の講習会などもあります。